



法務省民総第346号
令和3年4月20日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務大臣 上 川 陽 子



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	国会答弁資料（平成29年4月25日の参議院法務委員会、公証人に関するものに限る。）（民事局保有分）
2 審査請求に係る開示決定等	<p>(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和3年3月19日 法務省民総第295号</p> <p>(2) 開示決定等をした者 法務大臣</p> <p>(3) 開示決定等の概要 上記の行政文書中、責任者欄の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当することから、不開示とした。 また、同欄の内線番号については、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正や遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条第6号柱書きに該当することから、不開示とした。 さらに、公証人（本官）の採用面接における面接官及び面接時間に関する具体的な記述については、当該採用事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条第6号柱書きに該当することから、不開示とした。</p>
3 審査請求	<p>(1) 審査請求日 令和3年3月29日</p> <p>(2) 審査請求の趣旨 部分開示決定の一部取消しを求める。</p>

4 諒問日・諮詢番号	令和3年4月20日 令和3年(行情) 諒問第158号
------------	-------------------------------

担当課等：法務省民事局総務課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL：03-3580-4111（内線2411）